



児童 保護者の皆さんへ

児童扶養手当・特別児童扶養手当

児童扶養手当

児童扶養手当は、次の①から⑧のいずれかの条件にあてはまる、父と生計を共にしていない児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童）を養育している母親や母にかわってその児童を養育している人に支給されます。

- ① 父母が離婚した児童
- ② 父が死亡した児童
- ③ 父が重度の障害の状態にある児童
- ④ 父の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦ 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ⑧ 父、母ともに不明である児童（孤児など）

▼支給額（児童1人の場合の月額）
全部支給：41,720円
一部支給：41,710円～9,850円（所得に応じて）

▼手当が支給されない場合【児童関係】

- ① 日本国内に住所を有しないと
- ② 父または母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができるとき
- ③ 父に支給される公的年金給付額の加算の対象となっていないとき
- ④ 児童福祉法に規定する里親に委託されているとき
- ⑤ 児童福祉施設などに入所しているとき



いるとき

⑥ 父と生計を同じくしているとき（ただし父が重度の障害の状態にあるときは除く）

⑦ 母の配偶者（事実上の婚姻関係も含む）に養育されているとき（ただし配偶者が重度の障害の状態にあるときは除く）

⑧ 児童の父もしくは母の死亡について、労働基準法などの規定により遺族補償を受けることができる理由が発生した日から6年を経過していないとき

【母または養育者関係】

- ① 日本国内に住所を有しないと
- ② 老齢福祉年金を除く公的年金給付を受けることができるとき
- ③ 所得が限度額を超えるとき

▼手当が支給されない場合【児童関係】

- ① 日本国内に住所を有しないと
- ② 障害を支給事由とする年金を受けることができるとき
- ③ 児童福祉法により児童福祉施設など（通所施設を除く）に入所しているとき

特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、精神や身体に障害のある満20歳未満の児童を養育している父もしくは母（主に所得の多い人）または父母に代わって児童を養育している人に支給されます。

▼支給額（月額）

- 障害1級：50,750円
- 障害2級：33,800円



▼手当が支給されない場合【児童関係】

- ① 日本国内に住所を有しないと
- ② 障害を支給事由とする年金を受けることができるとき
- ③ 児童福祉法により児童福祉施設など（通所施設を除く）に入所しているとき
- 【父または母もしくは養育者関係】
- ① 日本国内に住所を有しないと
- ② 所得が限度額を超えるとき

▼申請・問合せ先

役場健康福祉課福祉室
☎ 54・3111（内線153）